令和8年度

学校いじめ防止
基本方針

令和8年5月

川崎市立久末小学校

川崎市立久末小学校いじめ防止基本方針

1 令和8年度 学校経営計画

・教育関係法令
・小学校学習指導要領
・かわさき教育プラン
・学校評価の方法
・夢教育21推進事業
・生徒指導提要

学校教育目標 『**共に笑顔で輝き合う学校をめざして**』

1「**共に**」＝児童一人一人が笑顔で学校生活を送るためには、個人が楽しいだけでなく、友だちに自らかかわり、その笑顔をさらに広げていく。

2「**笑顔**」＝わかる楽しさ、自分の力を発揮する楽しさ、認められる楽しさ、居場所のある安心感、助け合える仲間がいる安心感など、子どもが笑顔になる場や人間関係をつくりだし、児童が「学校が楽しい」といえる環境作りを行う。

3「**輝き合う**」＝児童個々の力を発揮し、自ら活動を生み出し、それぞれが自分のよさに自信をもって、仲間と生き生きと学校生活を送れるようにする。

<<ひさすえの力>>

1 **一人一人を大切にする力（徳）**：自分らしさを大切に折り合いをつける力、多様な他者を尊重する態度。

2 **最後まで、やり抜く力（知）**：目標に向かって最後まで取り組む態度、基礎学力の定着と学ぶ意欲。

3 **すこやかな心と体（体）**：チャレンジする力、健康教育の推進、安心安全な環境づくり。

4 **笑顔を広げる（久末らしさ）**：挨拶の輪、他者との協力・協働、地域の関わりを大切に久末のよさを伝える。

中期学校経営目標（5年目標）→ 学校経営の4つの評価領域

① 社会性の育成	② 学力の向上	③ 健やかな心と体	④ 開かれた学校づくり
○多様な他者を尊重し、自分も相手も大切にする「久末らしさ」を確立し、いじめを許さない集団づくりを推進する。	○探究的な学びを軸に、ICT を効果的に活用して基礎基本を定着させ、自律的に問いを立て解決する力を育む。	○健康・安全教育を深化させ、主体的に心身の健康づくりに取り組む態度と、たくましく生きる資質を育成する。	○地域・保護者と共に学び成長する体制を構築。地域全体で子どもの成長を支える基盤を作る。

短期学校経営目標（今年度の重点目標）

○他者を思いやり、自分のよさを大切にする姿勢を育てる。 ○いじめや暴力は絶対に許されないという学校環境の構築を図る。	○基礎的な知識技能の習得と定着を図る。 ○学習指導要領を基に人とのかかわりを通し思考力・判断力・表現力の育成を図る。	○健康教育の発展を推進すると共に、友達の心と体を思いやる気持ちを育てていく。 ○子どもたちにとって安心安全な環境づくりを計画的に進める。	○学校だよりや学校ホームページ等を通しての学校情報配信 ○地域社会と連携，協同した活動の推進を図る。

重点に係る具体的な取組

教育相談の推進、善悪の判断力の育成、支援教育（個に応じた環境整備）	言語活動の充実、Mタイム（ドリル学習）による基礎基本の定着、校内研究（探究的な学び）	児童会活動の充実、学校行事を通した特別活動の充実キャリア在り方生き方教育かわさきキラキラチャレンジの取組	学校HP・学校だよりによる情報発信、PTAや地域との連携強化

２ 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

３ いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

４ 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にした授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、

早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面から的確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法など）を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。

●いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
●必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

●いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
●解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

○ 児童生徒が自殺を企図した場合
○ 身体に重大な傷害を負った場合
○ 金品等に重大な被害を被った場合
○ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

６　令和８年度　いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策委員会の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、教務主任、総括教諭 学年主任 支援教育コーディネーター 教育相談担当　支援教育コーディネーター、養護教諭 巡回スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

【いじめ防止対策の企画・運営】

・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証

・いじめ防止対策年間指導計画の作成

・いじめ防止指導研修会の企画、運営

・いじめ問題に関する資料の管理

・道徳教育との連携

・学校いじめ防止基本方針の見直し

【教育相談】

・教育相談のねらい・年間計画の作成

１年　学年主任　　２年　学年主任

３年　学年主任　　４年　学年主任

５年　学年主任　　６年　学年主任

個別級学年主任

・学校生活アンケート実施方法確認・管理

・相談室窓口、相談室の管理、運営

・スクールカウンセラーとの連

【児童・保護者・地域との連携】

・代表委員会との連携

・ＰＴＡ校外委員会との連携

・地域教育会議との連携

【関係機関との連携】

・警察との連携

・児童相談所との連携

７　令和８年度　いじめ防止等対策年間計画の例

月	活　動　内　容（校内いじめ防止対策会議・児童生徒指導部会・職員会議等）
４	・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修（児童指導ハンドブック） ・かわさき共生＊共育プログラムの取組についての確認　・効果測定①実施
５	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・効果測定①　学年情報交換会実施 ・第１回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・集計について **・教師いじめ認識度チェック表の実施** ・教育相談の周知・実施
６	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第１回学校生活アンケート実施・教育相談の実施 **【児童生徒指導点検強化月間】の取組（道徳授業の実施・情報モラル教育の実施）**
７	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について ・教育相談週間の実施 ・効果測定②実施 ・夏休み期間中の対応確認
８	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ防止対策に関する研修会 ・効果測定②　学年情報交換会実施
９	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認
１０	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第２回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・集計について ・教育相談の周知・実施
１１	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第２回学校生活アンケート実施・教育相談の実施 ・いじめ防止標語の募集（代表委員会）・ポスター制作
１２	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について
１	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・効果測定③　学年情報交換会実施
２	**【学校体制振り返り月間】の取組** ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・今年度の反省→学校評価への反映
３	・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童の自主的な取組

［自主性な企画・運営］

・代表委員会で目標をたて、それに向かって、学校行事や特別活動に取り組む

・子ども自らが、意識して取り組めるような「生活のめあて」の工夫をする
また、生活のめあての啓発を児童会が工夫して取り組むようにする

・久末スタンダード（学校のきまり）を代表委員会で見直し、ルールがある意味を考え、気持ちよく学校生活が送れるようにする姿勢を育てる。

［交流活動の活性化］

・ニコニコ交流（異学年交流）　交流集会・交流給食

・幼小中連携活動（幼稚園・保育園と１年生との交流、中学生との交流）

・地域の人材を生かした体験学習

・キャリア教育　（保育園・幼稚園との交流、様々な職業のゲストティーチャーと交流等）

・国際教室と連携（国際理解授業　体験学習　国際フェアでの交流等）

・特別支援級と個別級交流活動　特別支援級の理解教育を全学年で実施

［啓発活動］

・いじめ防止標語やポスターの作成、いじめ撲滅のキャンペーンの実施

・道徳教育の全体計画の作成と実施

・かわさき共生＊共育プログラムの計画との関連を図った、道徳教育の実施

・人権教育・かわさき共生＊共育プログラム・道徳などの授業を保護者や地域に公開することで、保護者や地域との共通理解を図っていく

保護者（PTA 活動）・地域での取組

・地域行事での交流活動（ふれあいバザー・夏祭り・ふるさとまつり・どんと焼き）

・地域の奉仕活動の参加（地域清掃等）

・地域での見守り活動

地域住民の取組

・地域での見守り活動

・理科や総合的な学習の栽培活動での協力